明治二十五年三月三十一日 第三種郵便物認可

◉号外　五月二十五日付第一〇九号九六ページ●同日付政府調達第九五号二四ページ●四月二十日付衆会第二四号六四ページ

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき株主総会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十二年六月二十六日までに当社にご提出下さい。

平成二十二年五月二十五日

神奈川県相模原市中央区田名四三五八番地の三

株式会社三和精工

代表取締役　高橋　勤吾

合併につき株券等提出公告

当社は、株式会社ゴルフスタジアムと合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十二年七月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十二年五月二十五日

東京都港区六本木一丁目七番二七号

イー・ゴルフ株式会社

代表取締役　竹口　淳

限定承認公告

本籍神奈川県平塚市横内二二九五番地一、最後の住所神奈川県平塚市四之宮五丁目一六番五号

被相続人　亡　鈴木　康充

右被相続人は平成二十二年一月十四日死亡し、その相続人は平成二十二年五月十三日横浜家庭裁判所小田原支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月二十五日

横浜市中区日本大通一八ＫＲＣビルディング九階山本安志法律事務所

限定承認者鈴木洋子

代理人弁護士　山本　安志

自己株式取得事項の通知公告

当社は、平成二十二年五月十三日開催の当社取締役会において、平成二十一年十月二十一日開催の第七十期株主総会決議を受け、自己株式の取得を実施することを決議いたしましたので、左記のとおり公告いたします。

記

一、取得する株式の種類　当社普通株式
二、取得する株式の総数　五万株を上限とする。
三、株式一株当たりの取得金額　七千五百円
四、株式の取得価額の総額　三億七千五百万円を上限とする。
五、取得方法　株主全員に譲渡の勧誘をする方法とする。
六、取得する期間（株式譲渡の申込み期間）　平成二十二年五月二十五日～平成二十二年六月一日

平成二十二年五月二十五日

東京都港区元赤坂一丁目五番二七号

佐藤製薬株式会社

代表取締役社長　佐藤　誠一

正誤

平成二十二年三月三十一日（号外第六十七号）公布財務省令第十七号（租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

三六二ページ上段終わりから一九行目から一八行目までを削る。

ページ	段	行	誤	正
三六三 〃 三七一 三七二	上 下 〃 上	終わりから二一 〃二三 二三 一五	サーバー用のオペレーティングシステム	二以上のサーバー用のオペレーティングシステム
三六三 〃 三七一 三七二	〃 下 〃 上	終わりから二〇〜一九 〃二二〜二一 二三〜二四 一五〜一六	サーバー用の電子計算機	一のサーバー用の電子計算機
三六三 〃 三七一 三七二	〃 下 〃 上	終わりから一九 〃二一 二四 一六	サーバー用のオペレーティングシステム	当該二以上のサーバー用のオペレーティングシステム
三六三 〃 三七一 三七二	〃 下 〃 上	終わりから一八 〃二〇 二五 一七	限る。以下この号において同じ。）	限る。）
三六三 〃 三七一 三七二	〃 下 〃 上	終わりから一八〜一七 〃二〇〜一九 二五〜二六 一七〜一八	二以上のサーバー用のオペレーティングシステムによってサーバー用の一の電子計算機に対する	当該
三六四 三七二	〃 下	二六 七	施設に係る	施設に係るものである場合における当該施設に係る
三六四 三七二	〃 〃	一四 終わりから八	次に掲げる業務	商品又は役務に関する情報の提供に係る業務として次に掲げるもの
三六六	〃	一二	第六項を除き、以下	以下
〃	〃	一五	以下	第六項を除き、以下
三七一 〃 三七三 三七六 〃 三七七	上 〃 〃 〃 下 上	終わりから一六 〃五 五 終わりから一三 二 五	現物分配の日	現物分配（以下この項において「現物分配」という。）の日
三七一 〃 三七三 三七六 〃 三七七	〃 〃 〃 〃 下 上	終わりから一五 〃四 六 終わりから一二 三 六	同項の	当該
三七一	〃	終わりから一四	同項	同条第十六項
〃	〃	三	同項に規定する	同条第二十五項の
〃	下	〃二六	第六項中	第六項中「第百三十三条の二第一項」を「第百三十三条の二第三十三項」に、
三七三 三七七	上 〃	七 〃	同項	同条第八項
三七三	〃	終わりから一六	改め	改め、「株式等にあっては、」を削り、「内国法人又は」を「内国法人若しくは」に、「、債権にあっては」を「又は」に改め
三七六	〃	〃一	同項	同条第二十三項
〃	下	四	同項に規定する	同条第三十項の
〃	〃	一六	第二項中	第二項中「第百三十三条の二第一項」を「第百三十三条の二第三十三項」に、
〃	〃	終わりから七	施設	更新設備が同項に規定する大気汚染防止法等の規制基準の適用を受ける施設に係るものである場合における当該施設
三七七	上	〃一三	改め	改め、同条第二項中「株式等にあっては」を削り、「連結子法人又は」を「連結子法人若しくは」に、「、債権にあっては」を「又は」に、「連結親法人又は」を「連結親法人若しくは」に改め
三七八 〃 三七九	〃 〃 〃	七 一八 終わりから九	分割承継法人等	分割承継法人等の
三七八 〃 三七九	〃 〃 〃	七〜八 一八〜一九 終わりから八	被現物分配法人	被現物分配法人の」に「当該分割承継法人等」を「これらの法人
三八一	〃	〃一一〜一〇	「第一項中「第八号ト(1)(i)」を「第八号ト(3)(i)」に削る。	「第六条第一項第八号」を「第六条第一項」に改め、同条」を
三八二 三八八	〃 〃	〃五 〃一〇	いう	いい、イの株式等に係る外国会社等を除く

三八二ページ上段終わりから三行目から二行目まで及び三八八ページ上段終わりから八行目は次のとおりの誤り。

(1) 当該特別支配関係法人が直接又は他の特別支配関係法人を通じて間接に有する外国会社等（当該外国会社等との間に支配関係がある他の外国会社等を除く。）の株式等の価額（(2)に掲げる金額を限度とする。）

ページ	段	行	誤	正
三八三	上	八	不動産	当該不動産
〃	〃	九	取得した	を取得した
〃	〃	〃	取得をした	の取得をした
〃	〃	一九	こと	こと。

（印刷誤り）

ページ	段	行	誤	正
三六〇	下	六	通知が（施行令	通知が施行令
三六七	上	終わりから一〇〜九	同条第九項　に規定	同条第九項に規定
三六九	下	〃一九	同項第一号	同号
三七五	〃	〃	を加え	を加え、
三八七	上	一	経過措置	経過措置）

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03(3587)4294
定価　一ヵ月　一、五九六円（本体一、五二〇円）
本号一部　一三六円（本体　一三〇円）
（配送料別）